

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(8) 議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和8年2月9日

健康福祉局

議案第 7 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について

1 条例改正の背景

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正
(令和 7 年法律第 37 号)

2 改正内容

引用条文の規定の整備を行うもの
「第 14 条第 15 項」 → 「第 14 条第 13 項」

3 施行期日

令和 8 年 5 月 1 日から施行

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第278号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(174) 医薬品医療機器等法<u>第14条第13項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の一部変更の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第278号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(174) 医薬品医療機器等法<u>第14条第15項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の一部変更の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円</p>